

【既存住宅状況調査】を実施しませんか ～茨城県が調査費用を負担します～



次の要件に該当する場合、茨城県が調査費用を負担します。

※予定数を超過した場合は選考となります。

- ・茨城県内に所在する住宅であること
- ・売買を予定しており、市町村等が運営する空き家バンクに登録されているまたは登録する予定があること
- ・店舗等併用住宅にあっては床面積の過半が居住の用に供されること
- ・茨城県暴力団排除条例第2条第1号から第3号に規定する者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者が所有する物件ではないこと

●既存住宅状況調査とは

既存住宅等の基礎、外壁などの建物の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に生じているひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合の状況を把握するための調査で、国土交通省の定める講習を修了した建築士（以下、既存住宅状況調査技術者）が実施します。

※瑕疵の有無を判定するものではなく、瑕疵がないことを保証するものではありません。

●検査のメリット

【売る方】

- 引渡し後のトラブル回避
取引後のクレーム等のトラブル回避に繋がります
- 競合物件との差別化が図れる
購入希望者に安心感を与え、他の売却物件と差別化が図れます

【買う方】

- より安心して購入の判断ができる
専門家の調査により建物の状況が把握でき安心して購入の判断をすることができます
- メンテナンスの見通しが立てやすい
購入後のリフォームやメンテナンス等の予定を見込んだ取引が可能となります

●調査の流れ

調査申込

- 調査申込
「調査実施申込書（様式1号）」に必要書類を添付し『一般社団法人茨城県建築士事務所協会』に提出してください。
※申込書は「茨城県ホームページ（都市局住宅課／茨城県 (pref.ibaraki.jp））
または「一般社団法人茨城県建築士事務所協会ホームページ（一般社団法人茨城県建築士事務所協会 (i-jk.org））からダウンロードしてください。

調査決定通知

- 調査決定通知
申込結果（調査実施の可否）は事業委託先である『一般社団法人茨城県建築士事務所協会』から通知します。
調査先として選定された場合は『一般社団法人茨城県建築士事務所協会』から調査日の日程調整等の連絡があります。

調査

- 調査
『一般社団法人茨城県建築士事務所協会』から派遣された調査技術者が対象物件を訪問し調査を行います。

【申込先】

（一社）茨城県建築士事務所協会 TEL：029-305-7771